

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の誤支給について

【発表の要旨】

令和3年度の住民税非課税世帯等に対して給付する1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を、誤って支給対象とならない世帯に給付したことが判明しました。

1 制度の概要

(1) 制度の概要

国の「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」に基づき、基準日（令和3年12月10日）において住民税均等割が非課税である世帯等に対し、1世帯あたり10万円を支給するもの。

(2) 事業実施スケジュール

- 令和4年1月27日
予算計上（一般会計第12号補正） 377,200千円
- 令和4年2月10日
課税情報を基に抽出した対象世帯に案内チラシと確認書を送付
- 令和4年2月28日
八幡平市の支給開始

2 誤支給の内容と経緯

(1) 誤支給をした世帯数及び金額

14世帯 1,400,000円

(2) 誤支給の原因

租税条約に基づく住民税課税免除の適用を受けている外国籍の住民は、この給付金の対象外であったが、課税情報を基に対象世帯を抽出する際、国から通知された「Q&A」の記載箇所を見落とししたため、給付の対象から除外せずに確認書を送付した。租税条約に関する「Q&A」は令和3年12月21日版、令和4年1月21日版で示されている。

(3) (1)の世帯への確認書送付から支給までの経過

- 令和4年2月10日
市内全対象者（誤って対象者とした15世帯含む）へ確認書発送
- 令和4年2月28日
確認書受理（14世帯分を勤務先の事業所が取りまとめて市へ提出（1世帯分は提出なし））
- 令和4年3月9日
14世帯のそれぞれの指定口座へ振込

(4) 誤支給が判明した経緯と市の対応

- 令和4年6月2日
岩手県内の他市において誤支給が発生したため、同様の事例がないか確認するよう岩手県保健福祉部地域福祉課より照会があった。
- 令和4年6月3日
当市の支給データを確認したところ、14件の該当があることが判明した。
- 令和4年6月6日

該当する外国籍の従業員の勤務先の事業所を訪問し、謝罪と経緯の説明及び返還手続きへの協力依頼を行った

(5) 今後の対応

今後は、勤務先の事業所の協力を得ながら返還を求めていく。

4 市長コメント

この度の件に関しましては、制度の理解が不足し、事務処理を行ったことが原因であり、誤って支給した皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしました。また、市の信頼を損ねる行為であり、心からお詫び申し上げます。今後は係内で制度理解の徹底を図るとともに、関連する法令や通知等の内容についても情報共有を図り、支給決定の際は、対象者及び支給要件などを再確認し、適用に誤りがないか複数の者で再チェックを行うなど、組織的にチェック機能を強化してまいります。

【担当】

地域福祉課

課長 村上 郁子

電話0195-74-2111（内線1100）